

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの
軌道運送高度化実施計画の認定申請に係る審議（第5回）

1. 日 時

平成28年8月23日（火） 10時00分～11時25分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

鉄道局：大野鉄道事業課長ほか
事案処理職員：運輸審議会審理室 堀家、川崎、木村

4. 議事概要

- 鉄道局から宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画の認定申請に関し、事前の質問事項（①地権者に対するこれまでの説明及び今後予定している宇都宮市の対応、②平石地区における南北の横断箇所の整備予定内容及び安全対策、③LRTが開業しても交通渋滞が改善されないリスク、④需要喚起策、⑤運賃収受方法等）について、

①これまでも地区や自治会、権利者等を対象とした説明会及びオープンハウス等を通じて繰り返し説明しているが、今後も引き続き説明していく旨宇都宮市から聞いている。

②平石地区における南北の横断箇所については、立体交差による横断、信号交差による横断及び接近表示による横断を想定している。信号のない平面横断をする箇所の安全対策については、交通管理者と協議した結果、見通し区間の長さや南北に車2台程度が滞留できる距離を確保するとともに、接近表示板を設置することにより対応することを検討している。さらに、通過交通や速度を抑制する対策として、横断部

分の周辺道路にハンプや狭さく部を設置することを検討している。

- ③申請者においては、L R T導入により道路の車線数が減少することを前提に交通に与える影響を検証し、必要な対策を行うことによりL R T導入後の交通の円滑化を確保できることを確認しており、L R T導入後においても、必要に応じて交差点の改良など様々な対策を実施することにより円滑な交通を確保することとしていると聞いている。

また、宇都宮市及び芳賀町においては、庁内横断的な検討組織を立ち上げ、自動車からL R Tへのより一層の転換を促し、自動車交通の円滑化を図るための施策等の検討を図っていくこととしている。

- ④宇都宮市及び芳賀町においては、庁内横断的な検討組織を立ち上げ、さらなるL R Tの利用促進や自動車からの転換等を図る様々な施策の検討を図っていくこととしている。また、宇都宮市においては、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定に向けた取組を進めており、居住や土地機能の誘導施策等を定め、推進していくこととしている。

- ⑤I Cカード利用を基本とした信用乗車方式の導入を目指している。I Cカード非所有者については、速達性の向上と定時性の確保の観点から、乗降の際に現金を取り扱わない方式（キャッシュレス化）を検討している。

等の回答を得た。

○ 運輸審議会委員からは、

- ①先日公表された「鉄軌道輸送の安全にかかわる情報（平成27年度）」によると、全般的に運転事故件数が対前年度比で減少している中で道路障害事故（走行中の路面電車で自動車に接触した事故等）のみ増加している。これまでL R Tがなかった地域なので、交通安全の面で心配である。

- ②L R T沿線企業のL R Tに対する関心が見えにくいので心配している。宇都宮市及び芳賀町において、L R Tの整備に伴う施策・事業を検討するための庁内横断的な検討組織を立ち上げているとのことだが、沿線企業等も巻き込んでいくべき。

等についての指摘・質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

- ①宇都宮L R Tは、歩行者や自動車が誤進入するのを防ぐ防護柵の設置等、事故を未然に防止する対策を実行することとしているが、L R T

についての交通安全教育等も実施して十分な安全確保策をうつことが重要だと考える。

②そのようなご示唆があったことは宇都宮市及び芳賀町にも伝える。等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。